

## 東秩父村マスコットキャラクターわしのちゃん着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東秩父村マスコットキャラクターわしのちゃんの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 着ぐるみを使用できる範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 村及び公的機関の行う事業であること。
- (2) 観光のための事業であること。
- (3) その他村長が承認するもの。

(使用の承認)

第3条 着ぐるみを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書(様式第1号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定により申請を行った者に対し、承認をしたときは着ぐるみ使用承認書(様式第2号)を、承認をしないときは着ぐるみ使用不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用の制限)

第4条 第2条第2号の範囲であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 東秩父村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみが使用できない状態にあるとき。
- (3) その他村長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 着ぐるみ使用状況報告書(様式第4号)並びに使用写真等を提出すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (5) その他村長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消)

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。

2 前項の場合、使用者に損害が生じても、村長はその責めを負わない。

(原状回復)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はク

リーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、村長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。

(承認者の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者に生じた被害に対しては、村長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。